

むら研究会基金運用規則

(経緯と趣旨)

むら研究会は、1975（昭和 50）年に同志社大学の松本通晴先生の発意と呼びかけのもと、川越淳二（愛知大学）、余田博通（関西学院大学）、長谷川善計（神戸大学）、後藤和夫（奈良女子大学）、山岡栄市（仏教大学）、口羽益生（龍谷大学）、光吉利之（奈良女子大学）などの諸先生が中心となり設立されました。

会の目的は、「主として関西地方のむらの多面的研究を促進するため研究方法および研究内容の相互交流・会員相互の研究を通して親睦をはかること」（むら研究会規約より）に置かれ、また研究テーマとしては、当時の研究動向をふまえ「近畿のむら」の特性把握に一焦点が当てられました。周知の通り、近畿村落の解体・存続(残存)パターンに関する多面的な調査・研究の諸成果は、村落研究における貴重な共有財産となっています。

発足時 33 名（第 1 回例会 1975 年 7 月 22 日）だった会員数は、49 名（同年 10 月現在）、1979 年 8 月時点で 66 名に達し、研究活動の場も東海、北陸にまで広げられました（当時の会員名簿より）。事務局を中心とした年間 3 回の研究会（うち 1 回は 1 泊 2 日）の開催、「研究会ニュース」の発行など盛んな活動実績が会の拡充を支えたといえます。

1990（平成 2）年の 31 回大会を区切りとして活動は休止されましたが、その間、研究方面の貢献のみならず、研究者の相互交流・後進育成についても、村落研究に大きな足跡を残してきました。

このたびむら研究会会員の方々より、会の意図を生かし、今後の「むら」研究の存続と継承的発展をめざすために、残った研究会資金を日本村落研究学会に寄付したい旨の提案がございました。日本村落研究学会では、むら研究会の歴史的功績に敬意を払うとともに、会の思いを今後の村落研究の発展に繋げるために、寄付金をもとにした基金を設立することに致しました。むら研究会で経験を積んだ複数の若き研究者が、現在の村落研究を支えてきた経緯をふまえ、今後の若手研究者の育成及び研究交流のために、基金を有効活用したいと考えています。

(基金の設立と運用)

- 1 本基金は、むら研究会からの寄付金をもとに、日本村落研究学会の若手会員の研究交流活動を支援する目的で設置する。
- 2 本基金の名称を「むら研究会基金」とする。
- 3 本基金の総額は、340,000 円とする。
- 4 本基金の用途は、日本村落研究学会に所属する若手会員が主催する研究集会（研究会、シンポジウム、合同報告会、準備集会等）への支援金とする。具体的には、研究集会の会場費、研究報告者（特に大学院生、ポスドクなど恒常的な研究費を保持しない者）への旅費等に使用する。詳細については、別途若手研究活動補助執行要領を参照のこ

と。

- 5 本基金の管理委員会を、会長および理事会が指名する学会員数名で構成する。管理委員は、任期 2 年とし、毎年度の会計収支を理事会に報告する。
- 6 本基金に支援を求める者は、所定の様式に従い、管理委員に申請書を提出する。申請があった場合には、管理委員会に諮り支援の承認を得なければならない。
- 7 本基金は、設立の趣旨に賛同する寄付等の追加を受けつつ運用する。

付則

- 1 本規則は、平成 22 年 11 月 20 日から施行する。
本規則は、平成 29 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 本規則の改廃は、理事会の決定による。